子地内までの延長0.683㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道改築工事及びこれに伴う一級河川改修工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道前坂藤崎線改築工事（藤崎橋架替）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により、一級河川岩木川水系平川（以下「平川」という。）の河川管理用通路が遮断されるため、従来の機能の維持を図るために必要最小限の範囲で付替工事を関連事業として施行するものであり、当該付替工事は、土地収用法第３条第２号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である青森県は、既に本件事業を開始していること、また、都道府県道の管理は、道路法第15条の規定によりその路線の存する都道府県が行うものとされているところ、県道前坂藤崎線（以下「本路線」という。）は、同法第７条の規定により青森県知事が県道に認定した路線であることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、青森県弘前市を起点とし、青森県南津軽郡藤崎町に至る延長約7.3㎞の幹線道路である。

本路線の沿線は、国内で中心的な「りんご」の生産地域であり、収穫時期には本路線を利用して大型市場へ運搬されるなど、本路線は当該地域の産業を支える役割を担っている。また、本路線は、津軽地方の中心である弘前市と沿線地域を結び、通勤や通学など沿線地域の生活や経済に大きな役割を果たしている。

しかしながら、平川に架かる藤崎橋は、昭和40年の供用開始から60年が経過し、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）で義務づけられた定期点検において、主要部材にコンクリートのはく離や鉄筋露出が確認されるなど、道路橋としての機能に支障が生じる可能性が高く、早期に措置を講ずる必要がある。

本件事業の完成により、新たな橋梁が整備され、幹線道路である本路線の信頼性が向上し、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、騒音、振動等については環境基準等を満足するとされており、建設機械の稼働に係る粉じん等については法令により定められた基準等を超える値がみられるものの、散水や仮囲いの設置等により基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、起業者が実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているオオムシクイ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、オジロワシ、カワヤツメ、キタノメダカ、コオナガミズスマシ、ニホンイシガメ、準絶滅危惧として掲載されているトノサマガエル、オオタカ、ハイタカ、ジュズカケハゼ、カジカ大卵型、ドジョウ、サクラマス、キベリマメゲンゴロウ、フライソンアミメカワゲラ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、準絶滅危惧として掲載されているミズアオイがそれぞれ確認されている。

これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育の環境が広く残されることなどから影響は小さいと予測された種以外のものについては、保全措置の実施により影響が回避・軽減されるものと予測されている。

主な保全措置としては、サクラマスについては、産卵遡上時期に配慮した工事内容の調整等の措置を講ずるとともに、工事期間中の濁水対策等を講ずることとしている。サシバ、オオタカ等の鳥類については、繁殖期に配慮が必要であるため、専門家によるモニタリング調査等の措置を講ずるとともに、工事期間中に騒音対策等を講ずることとしている。加えて、起業者は、改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、藤崎町教育委員会と協議の上、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、上流側架替案（以下「申請案」という。）のほか、現橋位置架替案及び下流側架替案の計３案が抽出され、合理的な事業計画ではないと判断された下流側架替案を除く２案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、取得必要面積は多いものの、仮橋や迂回路の設置が不要のため施工性に優れていると判断されること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本件事業の施行に伴う関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、主要部材にコンクリートのはく離や鉄筋露出が確認されるなど、道路橋としての機能に支障が生じる可能性が高く、早期に措置を講ずる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、藤崎町長等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　青森県南津軽郡藤崎町役場